千葉県の1
選挙管理委員会
28.5.30
千選管第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書（平成27年分）

（ふりがな）（ぜいりしによるながはまひろゆきこうえんかい）

1 政治団体の名称　税理士による長浜博行後援会

2 主たる事務所の所在地　柏市旭町８丁目５番５８号

3 代表者の氏名　村岡　敬治

4 会計責任者の氏名　窪木　康雄

問合せ先

（担当者）押田　百々枝

（電話）04-7145-5270

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ 政党
☑ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第19条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☐ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　長浜博行
・公職の種類　参議院議員
（該当する方に○→）（現職・候補者）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類　（該当する方に○→）（現職・候補者）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1）この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
3 5 1 7 9 0	2 7	2 8 0 5 3 0	¥34,125

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

					十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0				79,	525
①（前年からの繰越額）	0	2	0				79,	525
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0					0
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0				45,	400
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0				34,	125

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

					十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0					
員数	0	7	0					人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0					内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ｱ）+（ｲ）+（ｳ）	1	2	0					080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0					内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0					

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その13-1)

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目					金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費									
	(1) 人件費	0	1	0					
	(2) 光熱水費	0	2	0					
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0					
	(4) 事務所費	0	4	0			5	400	
小計 ((1)～(4))		8	0	0			5	400	
2 政治活動費					十億	百万	千	円	
	(1) 組織活動費	0	5	0					
	(2) 選挙関係費	0	6	0					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0					
（内訳）	ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0					※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること
（内訳）	イ 宣伝事業費	0	9	0					
（内訳）	ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0					
（内訳）	エ その他の事業費	1	1	0					
	(4) 調査研究費	1	2	0			40	000	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0					
	(6) その他の経費	1	4	0					
小計 ((1)～(6))		8	0	1			40	000	うち本部・支部間の交付金合計 円
合計		9	0	0			45	400	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 ※コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出 ※コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計								
その他の支出			5	400				
合計			5	400				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　⑥ 調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 研修会費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
政策セミナー会費			40	000	H27.7.7	民主党千葉県参議院選挙区第４総支部	千代田区永田町２－１－１－６０６	
この頁の小計			40	000				
その他の支出								
合計			40	000				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	□	☑	
イ　建物	0	2	0	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	□	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	□	☑	
キ　有価証券	0	7	0	□	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	□	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成２８年　３　月３１日

政治団体の名称　**税理士による長浜博行後援会**

会計責任者の氏名　**窪木　康雄**

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成28年2月13日

税理士による長浜博行後援会
会長　村岡　敬治　殿

登録政治資金監査人　曽根正雄
登　録　番　号　第２８７５号
研修修了年月日　平成21年10月16日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による長浜博行後援会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、税理士による長浜博行後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明

細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

税理士による長浜博行後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上